

千葉大学における産学連携で生まれた商品やカタログ等への
産学連携表示についてのガイドライン

令和3年3月18日
学術研究・イノベーション推進機構長決定

1. 目的

本学は、社会の要請を踏まえ、積極的に研究成果を社会還元するための産学連携を推進しております。その際、産学連携により知的創作された成果に「千葉大学」の名称等を表示する場合、消費者等に誇大又は誤った情報が伝わることを避ける事が重要です。本ガイドラインは、教職員等が「千葉大学」が有する立場や社会的影響力を認識した上で、事実のみを正確に表示できるように最低限守るべきルールを示し、学内に広く周知し注意を喚起するために定めるものです。

2. 本ガイドラインの対象

本学と企業等との共同研究や知的財産の移転等、産学連携活動の成果に関わる商品やサービス（以下「産学連携商品」という。）について、商品本体や商品容器等の外装、包装、取扱説明書又は商品カタログ等（電子媒体や音声、映像等によるものを含む）に、本学の名称あるいは明らかに本学が想起される名称や記号等を含むことで本学との関わりを表現する表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

3. 表示のガイドライン

産学連携表示は、原則として次の①～⑩の全てを満たす必要があります。

- ① 企業等と大学間の信頼関係が保たれていること
- ② 企業等との共同研究等の成果であること
- ③ 企業等との当該成果に係る共同研究契約等の研究契約があること
- ④ 表示対象が医薬品／医療機器等（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による）ではないこと
- ⑤ 表示対象が食品である場合、効果効能の明示的、暗示的な標ぼうがないこと
- ⑥ 産学連携商品は企業等の責任において製造、販売、提供されるものであるため、商品に対して原則として大学が責任を負わないこと
- ⑦ 産学連携表示は、本学の「世界を先導する創造的な教育・研究を通して社会貢献する」という使命に基づき、過去に実施された産学連携活動に関わる事実を表現するものに留めること
- ⑧ 商品が必要な許認可等を受けていること、また法令等に違反するものでないこと
- ⑨ 産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと

- ⑩ 産学連携表示以外の表示に事実誤認が生じる可能性がないこと
- ⑪ 以上を事前に確認できるようにすること

4. 産学連携表示の事例

(1) 問題ない表示

- ① 「千葉大学と特許共同出願中」等の事実表示
- ② 「千葉大学との共同研究から生まれたもの」等の事実表示
- ③ カタログの技術説明欄などに、公開された文献等から大学の実験データ等の引用表示（引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を正確に記載すること）

(2) 問題があり、行ってはならない表示

- ① 「千葉大学の・・・推奨の商品」等、商品を推奨するなど大学の使命を逸脱した表示
- ② 商品本体やカタログの効能書き等に、大学の実験データ等を引用するなど、効能書きそのものに対する大学の直接関与が想定される表現を含めること（商品そのものの効能等に大学がコミットする立場にはないため）
- ③ 商品表示全体のなかで、企業名等の表示と比べて、産学連携表示の大きさや表現が過大となること

(3) 避けた方がよい表示

- ① 「千葉大学との共同開発商品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示を行うこと（技術開発の大部分について本学がリードした場合においても、「開発」という言葉には、商品の企画から研究、技術開発、製品開発、製造、品質管理、商品化等の全てを含むことが一般的であるため製造物責任等にまで関わる恐れがあるため）
- ② 商品本体や取扱い説明書、カタログそのものの表示媒体に、産学連携表示として非公開のデータ等を掲載すること（非公開の実験データ等の掲載は、表示作成にあたって、本学教職員の直接の関与が想定されることになるため）
- ③ 技術説明のための引用文献の著者表示以外に、千葉大学教職員の氏名等を記載すること
- ④ 商品本体や取扱説明書、カタログ等へ千葉大学教職員の顔写真、イラストや映像等を掲載すること（大学との共同研究や共同出願の表示欄に研究者の写真を掲載することは、相手先表示の一形態ではあるものの、必要な表示の限度を超えたものと判断され、本学や本学教職員が特定の商品を推奨しているような誤った印象を消費者に与える可能性があるため）

(4) その他の注意事項

産学連携表示を商標登録する場合は、学術研究・イノベーション推進機構における知財・技術移転戦略部門に届出を行う必要があります。

5. 表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断は、上記の他に、商品の性格や企業等との関係、関連の社会情勢等、多面的な判断が必要となります。

そのため産学連携表示の可否判断は、産学連携を担当した教員が、産学連携表示を学術研究・イノベーション推進機構長（以下「機構長」という）へ申請し、機構長が指名する複数の者で組織する産学連携表示に関する検討会の検討結果を踏まえ、機構長が最終的な判断を行うものとします。